ソフトウェアライセンス契約書

ライセンサー　XXX株式会社（以下「甲」という。）とライセンシー 　YYY株式会社（以下「乙」という。）は、甲が著作権を有するソフトウェアの使用許諾について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. （定義）

本契約においては、以下の定義が適用される。

1. 「本件ソフトウェア」とは、甲が著作権を有する別紙記載のコンピュータ・プログラム（以下「本件プログラム」という。）、本件プログラムが含まれるファイル、ディスク、CD-ROM及びその他の媒体物並びに本件プログラムに関連する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル及びその他一切の関連資料をいい、これらの改良版を含む。
2. 「本件製品」とは、乙が日本国内で販売する製品のうち、本件ソフトウェアを組込んでいるものをいう。
3. 「ユーザ」とは、日本国内において本件ソフトウェアを自己の下で使用する最終使用者をいう。

1. （使用許諾）
2. 甲は、本契約の期間中、本件ソフトウェアに係る一切の著作権（複製権、譲渡権及び二次的著作物の作成権等、著作権法第２１条乃至第２８条に定める権利をいう。）について、乙に対して非独占的な使用権（以下「本件ライセンス」という。）を許諾する。
3. 乙は、本件ライセンスに基づき、日本国内において本件製品に本件ソフトウェアを組み込みユーザに対して販売することができる。
4. （本件ソフトウェアの権利関係）

　乙は、本契約に基づき本件ライセンスのみを取得し、本件ソフトウェアに関するその他一切の権利（所有権を含むが、これに限られない。）は、甲に帰属する。

1. （検収）
2. 甲は乙に対して、本件ソフトウェアを乙の指定する期日及び場所に納入し、乙は受領後３０日以内に、本件ソフトウェアが仕様書記載の性能どおりに稼働するか否かを検査するものとし、検査が終了次第直ちに検査結果を別途甲が指定する書面により、甲に対して通知するものとする。
3. 前項の期間満了までに、乙から甲に対して、本件ソフトウェアの不具合を申し出、甲がこれを承認した場合を除き、同期間を経過した場合、甲は、乙による本件ソフトウェアの検収に合格したものとみなす。
4. 甲は、検査の結果、不合格になったものについては、甲の費用負担で引き取り、乙の指示する期限までに無償で修正の上、納入するものとする。
5. 甲は、乙による検査結果に関して、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出て、甲乙協議の上解決するものとする。
6. （メンテナンス契約）

　乙は、甲に本件ソフトウェアのメンテナンスを依頼する場合は、甲との間で別途メンテナンス契約を締結するものとする。

1. （使用許諾の対価）
2. 乙は、甲に対して、第２条に基づく本件ライセンスの使用許諾の対価として、総額金５００万円（消費税込み）を、本契約締結日から７営業日以内に、甲の指定する口座に振り込む方法により支払うものとし、振込手数料は乙が負担するものとする。
3. 乙が前項に定める使用料の支払いを延滞した場合は、乙は、甲に対して、当該使用料に年５％の割合を乗じた遅延損害金を加算して支払うものとする。
4. （再使用許諾の禁止）

　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本件ライセンスの全部又は一部を第三者に対して使用許諾することができない。

1. （第三者に対する使用許諾）

　第２条に定める許諾は非独占的なものであり、甲は、乙の同意を得ることなく、本件ライセンスを乙以外の第三者に対しても使用許諾することができる。

1. （不具合の修補・免責）
2. 本契約期間中、本件ソフトウェアにバグ等の不具合が発見され、本件ソフトウェアが本契約の内容に適合しないものであった場合（以下「本件不適合」という。）、乙は甲に対してこれを通知するものとし、甲は、当該通知受領後相当期間内に本件不適合を修補するものとする。ただし、本件不適合が軽微でありその修補のために過分な費用を要する場合はこの限りではない。
3. 前項に定める場合を除き、甲は乙に対して、本件不適合に起因又は関連して生じた一切の損害（乙がユーザに対して本件不適合に係る本件ソフトウェアを組込んだ本件製品を販売したことにより、乙に生じた損害も含む。）について責任を負わないものとする。
4. （ライセンサーの表明保証）
5. 甲は、乙に対して、本件ソフトウェアについて、本契約締結日において、乙又は第三者の著作権を侵害する内容が含まれていないことを表明し、保証する。
6. 前項の定めに違反して、本件ソフトウェアについて、第三者から乙に対して権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償等（以下、総称して「クレーム等」という。）がなされた場合、甲及び乙は、その費用及び責任について別途協議の上、当該クレーム等を解決するものとする。
7. （ライセンシーの義務）
8. 乙は、第２条に基づき本件ソフトウェアを使用する場合、甲の事前の承諾なく、本件ソフトウェアについて甲の商号その他本件ソフトウェアの著作権者が甲である旨の表示をしてはならない。
9. 乙は、本契約に基づく本件ソフトウェアの使用により第三者からクレーム等がなされた場合、甲に対して速やかに報告するとともに、その費用及び責任について甲乙別途協議の上、当該クレーム等を解決するものとする。
10. （解除）
11. 甲及び乙は、当事者の一方に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、他方当事者は、本契約を解除することができるものとする。
12. 甲及び乙は、当事者の一方に、次の各号に定める事由の一つが生じたときは、他方当事者は、催告なしに、直ちに本契約を解除することができるものとする。
13. 重大な過失又は背信行為があったとき。
14. 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始、特別清算開始の手続の申立又は公売処分を受けたとき。
15. 手形又は小切手の不渡りをなし、銀行若しくは手形交換所の取引停止を受けたとき。
16. 公租公課の滞納処分を受けたとき。
17. 営業停止、営業免許、営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき。
18. 事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき。
19. 財務状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
20. 反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有することが判明したとき
21. その他、前各号に準じる事由が生じたとき
22. （有効期間）
23. 本契約の有効期間は、平成●年●月●日から平成●年●月●日とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも書面により本契約を終了する旨の通知がない場合は、本契約は自動的に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。
24. 本契約が期間満了、解除等により終了した場合であっても、本項、第１４条（契約終了後の措置）、第１５条（秘密保持）、第１７条（準拠法及び裁判管轄）、第１８条（誠実協議）の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとする。
25. （契約終了後の措置）

　本契約が終了した場合、乙は、本件ソフトウェアを速やかに甲に対して返却又は廃棄するものとし、その旨甲に対して速やかに報告するものとする。

1. （秘密保持）
2. 本契約において、「秘密情報」とは、文書、口語その他方法のいかんを問わず、いずれかの当事者より他方当事者に対し本契約に関連して開示された全ての技術上及び営業上の資料・図書、知識、データ、個人情報、ノウハウその他一切の情報を意味するものとし、また、本契約の内容も秘密情報として取扱うものとする。但し、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報から除外されるものとする。
3. 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していたもの
4. 相手方から開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの
5. 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知又は公用となったもの
6. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
7. 相手方から開示を受けた情報によらず、自己が独自に開発したもの
8. 甲及び乙は、秘密情報について厳に秘密を保持し、相手方当事者の文書による事前の承諾なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならず、また、秘密情報を自ら又は第三者の利益のために使用してはならないものとする。
9. （権利義務譲渡等の禁止）

　甲及び乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。ただし、甲又は乙に合併、事業譲渡その他の企業再編が生じる場合はこの限りではない。

1. （準拠法及び管轄裁判所）
2. 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとする。
3. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
4. （誠実協議）

　本契約に定められていない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、その都度、甲乙誠意をもって協議決定する。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

所在地 ○○○○

甲 会社名 　 XXX株式会社

代表者氏名 ●●●●

所在地 ○○○○

乙 会社名　 YYY株式会社

　 代表者氏名 ●●●●